

新潟県国民健康保険財政安定化基金運営要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1 この要綱は、新潟県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年新潟県条例第18号。以下「条例」という。）第1条の規定により設置された新潟県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）の運営に関し、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）及び条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 貸付け

(貸付けの要件)

第2 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第81条の2第1項第1号に掲げる事業に係る貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けは、保険料（税）の収納不足により、市町村の国民健康保険財政における財政収支の不均衡が生じると見込まれる場合に、予算の範囲内において行うこととする。

(貸付金の額)

第3 貸付金の額は、市町村の申請により、次の算式により算定された額を上限とする。

{政令第15条に規定する基金事業対象保険料必要額－（政令第16条に規定する基金事業対象保険料収納額＋法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金額）} × 1.1

2 同一年度に、法第81条の2第1項第2号に掲げる事業に係る交付金（以下「交付金」という。）の交付を受ける市町村においては、前項の算式により算定された額から当該交付額を控除する。

(借入れの申請)

第4 貸付金の貸付けを受けようとする市町村は、当該年度の12月末日までに、新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金借入申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、災害その他の事由により特別の事情があると知事が認めるときは、この限りでない。

- (1) 借入申請額計算書（第2号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(貸付けの決定)

第5 知事は、第4に規定する書類を受理したときは、内容を審査し、適当と

認めるときは、貸付金の貸付けを決定し、当該市町村に対し新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金貸付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（貸付金の額の減額等）

第6 知事は、貸付金の貸付けを受ける市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、当該市町村に対する貸付金の額を減額し、又は貸付けを行わないこととする。

- (1) 当該市町村が政令第15条に規定する基金事業対象保険料必要額を不当に過小に見込んだこと又は政令第16条に規定する基金事業対象保険料収納額を不当に過大に見込んだと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、貸付金の貸付けを受けようとしたとき。
- (3) この要綱に規定する貸付けに係る手続きを怠ったとき。
- (4) その他知事が必要と認めるとき。

2 知事は、貸付金の貸付けの決定又は貸付けを受けた市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けの決定の全部若しくは一部を取り消し、又は貸付金の全部若しくは一部を繰上償還させることができる。

- (1) 前項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) 貸付金を国民健康保険財政の不足額を補填する目的以外に使用したとき。

3 知事は前項の規定により、貸付けの決定の全部若しくは一部を取り消した場合にあっては、新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金貸付決定取消通知書（第4号様式）により、貸付金の全部若しくは一部の繰上償還を決定した場合にあっては、繰上償還させようとする日の10日前までに、当該市町村に新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金繰上償還通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（貸付金の貸付け）

第7 第5の規定により通知を受けた市町村が、貸付金の貸付けを受けようとするときは、知事が別に定める期日までに、請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに貸付金を貸し付けるものとする。
- 3 貸付金の貸付けを受けた市町村は、直ちに新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金借用証書（第7号様式）及び新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金償還計画書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（貸付金の実績報告）

第8 貸付金の貸付けを受けた市町村は、知事が別に定める期日までに、新潟

県国民健康保険財政安定化基金貸付金実績報告書（第9号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 借入実績額計算書（第10号様式）
- (2) 新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金償還計画書（第8号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（貸付金の額の確定）

第9 知事は、第8の規定による報告を受けたときは、必要な審査を行い、その報告に係る貸し付けるべき貸付金の額を確定し、当該市町村に対し新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金貸付額確定通知書（第11号様式）により通知するものとする。

- 2 知事は、当該市町村に貸し付けるべき貸付金の額を確定した場合において、既にその額を超える貸付金が貸し付けられているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

（償還方法）

第10 貸付金の貸付けを受けた市町村は、貸付けの決定を受けた日の属する会計年度の翌々年度以降3箇年度の各年度において、原則として貸付けを受けた額のそれぞれ3分の1の額を償還するものとする。

- 2 前項の金額に千円未満の端数があるときは、その端数の合計を償還初年度の償還金額に加えて償還するものとする。
- 3 当該市町村は、各年度の償還金の額を当該年度の3月末日までに納付しなければならない。

（償還期限又は各年度の償還時期の延長）

第11 貸付金の貸付けを受けた市町村は、災害等の特別の事情がある場合において、償還期限又は各年度の償還時期（以下「償還期限等」という。）の延長を求めるときは、償還期限等の20日前までに新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金償還期限等延長申請書（第12号様式）及び新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金償還計画書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、市町村から前項の新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金償還期限等延長申請書の提出を受けた場合は、内容を審査の上、その可否及び償還期限等を決定し、当該市町村に対し、償還期限等の10日前までに新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金償還期限等延長承認・不承認通知書（第13号様式）により通知するものとする。

（任意の繰上償還）

第12 貸付金の貸付けを受けた市町村は第6及び第10の規定にかかわらず、貸

付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

- 2 貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとする市町村は、繰り上げて償還しようとする日の20日前までに新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金繰上償還申請書（第14号様式）及び新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金償還計画書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、市町村から前項の新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金繰上償還申請書の提出を受けた場合は内容を審査し、適当と認めた場合は、当該市町村に対し、繰上償還しようとする日の10日前までに新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金繰上償還通知書（第5号様式）により通知するものとする。

第3章 交付

（交付の要件）

- 第13 交付金の交付は、条例第7条に規定する特別の事情により、保険料（税）の収納不足が生じ、市町村の国民健康保険財政における財政収支の不均衡が生じると見込まれる場合に、予算の範囲内において行うこととする。

（交付金の交付額）

- 第14 交付金の交付額は、市町村の申請により、次の算式により算定された額を上限とする。

{政令第15条に規定する基金事業対象保険料必要額－（政令第16条に規定する基金事業対象保険料収納額＋法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金）} / 2

（交付の申請）

- 第15 交付金の交付を受けようとする市町村は、当該年度の12月末日までに、新潟県国民健康保険財政安定化基金交付金交付申請書（第15号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、災害その他の事由により特別の事情があると知事が認めるときは、この限りでない。

- (1) 交付申請額計算書（第16号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

（交付の決定）

- 第16 知事は、第15に規定する書類を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の交付を決定し、当該市町村に対し新潟県国民健康保険財政安定化基金交付金交付決定通知書（第17号様式）により通知するものとする。

（交付金の額の減額等）

- 第17 知事は、交付金の交付を受ける市町村が次の各号のいずれかに該当する

ときは、当該市町村に対する交付金の額を減額し、又は交付を行わないことができる。

- (1) 当該市町村が政令第15条に規定する基金事業対象保険料必要額を不当に過小に見込んだこと又は政令第16条に規定する基金事業対象保険料収納額を不当に過大に見込んだと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により、交付金の交付を受けようとしたとき。
 - (3) この要綱に規定する交付に係る手続きを怠ったとき。
 - (4) その他知事が必要と認めるとき。
- 2 知事は、交付金の交付の決定又は交付を受けた市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。
- (1) 前項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
 - (2) 交付金を国民健康保険財政の不足額を補填する目的以外に使用したとき。
- 3 知事は、前項の規定により、交付の決定の全部若しくは一部を取り消した場合にあっては、新潟県国民健康保険財政安定化基金交付金交付決定取消通知書（第18号様式）により、交付金の全部若しくは一部の返還を決定した場合にあっては、返還させようとする日の10日前までに、当該市町村に新潟県国民健康保険財政安定化基金交付金返還決定通知書（第19号様式）により通知するものとする。

（交付金の交付）

第18 第16の規定により通知を受けた市町村は、知事が別に定める期日までに、請求書（第20号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

（交付金の実績報告）

第19 交付金の交付を受けた市町村は、知事が別に定める期日までに、新潟県国民健康保険財政安定化基金交付金実績報告書（第21号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 交付実績額計算書（第22号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

（交付金の額の確定）

第20 知事は、第19の規定による報告を受けたときは、必要な審査を行い、その報告に係る交付すべき交付金の額を確定し、当該市町村に対し新潟県国民健康保険財政安定化基金交付金交付額確定通知書（第23号様式）により通知するものとする。

2 知事は、当該市町村に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、当該市町村に対しその超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

(拠出額の決定)

第21 知事は、第20の規定により確定した交付金の額の3分の1に相当する額を標準として、条例第8条の規定により市町村から徴収する法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金（以下「拠出金」という。）の額を決定する。

2 知事は、条例第8条ただし書の規定により拠出金を徴収する場合は、全ての市町村と協議して定めるところにより、各市町村の拠出金の額を決定する。

3 知事は、交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度の9月末までに、新潟県国民健康保険財政安定化基金拠出金拠出額通知書（第24号様式）により拠出金の額を市町村に通知するものとする。

(拠出方法)

第22 拠出金を拠出する市町村は、知事が交付決定を行った日の属する会計年度の翌々年度の3月末日までに拠出金を納付しなければならない。

(拠出期限の延長)

第23 交付金の交付を受けた市町村は、災害等の特別の事情がある場合において、拠出期限の延長を求めるときは、拠出期限の20日前までに新潟県国民健康保険財政安定化基金拠出金拠出期限延長申請書（第25号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、市町村から前項の拠出期限延長申請書の提出を受けた場合は、内容を審査の上、その可否及び拠出期限を決定し、当該市町村に対し、拠出期限の10日前までに新潟県国民健康保険財政安定化基金拠出金拠出期限延長承認・不承認通知書（第26号様式）により通知するものとする。

第4章 法第81条の2第2項の規定による取崩し

(取崩しの要件)

第24 法第81条の2第2項の規定による基金の取崩しは、当初の見込みよりも保険給付費が増加するなど、県の国民健康保険財政における財政収支の不均衡が生じると見込まれる場合に、予算の範囲内において行う。

(基金の取崩額)

第25 基金の取崩額は、次の算式により算定された額を上限とする。

(政令第19条に規定する基金事業対象費用額－政令第20条に規定する基金事業対象収入額) × 1.1

(取崩額の決定)

第26 基金の取崩しを行うときは、新潟県国民健康保険財政安定化基金取崩額計算書(第27号様式)を作成し、それに基づき取崩額を決定することとする。

(繰入計画)

第27 基金を取り崩したときは、新潟県国民健康保険財政安定化基金繰入計画書(第28号様式)を策定することとする。

(繰入方法)

第28 原則として、取崩しの決定を行った日の属する会計年度の翌々年度において、取崩額と同額を新潟県国民健康保険事業特別会計(以下「特別会計」という。)から繰り入れるものとする。

2 前項の金額を複数年度で繰り入れることとした場合、千円未満の端数があるときは、その端数の合計額を繰り入れ初年度の繰入金額に加えて繰り入れるものとする。

(繰入期限又は各年度の繰入時期の延長)

第29 災害等の特別の事情がある場合において、繰入期限又は各年度の繰入時期(以下「繰入期限等」という)の延長が必要な場合は、繰入期限等の20日前までに新潟県国民健康保険財政安定化基金繰入期限延長理由書(第29号様式)を作成し、それに基づき延長を決定することとする。

第5章 財政調整

(財政調整事業)

第30 知事は、国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図るため、特別会計における毎年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金を基金に積み立て、第31の各号に掲げる場合に取崩し特別会計に繰り入れる事業(以下「財政調整事業」という。)を、予算の範囲内において行うものとする。

(財政調整事業に係る基金取崩しの要件)

第31 法第81条の2第4項の規定による基金の取崩し及び特別会計への繰入れは、毎年度、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うことができるものとする。

- (1) 当該繰入れを行わないものとしたならば、当該年度の新潟県の被保険者1人当たりの国民健康保険事業費納付金の額が当該年度の前年度の当該額を上回ることが見込まれる場合
- (2) 当該繰入れを行わないものとしたならば、当該年度の市町村の被保険者1人当たりの国民健康保険事業費納付金の額が当該年度の前年度の当該額を上回ることが見込まれる場合
- (3) 当該年度の前々年度の新潟県に係る高齢者の医療の確保に関する法律第34

条第1項に規定する概算前期高齢者交付金の額が、同年度の同法第35条第1項に規定する確定前期高齢者交付金の額を超える場合

- (4) その他国民健康保険の医療に要する費用、財政の状況等からみて当該繰入れの必要があると認められる場合

(会計区分)

第32 財政調整事業に係る会計は、第2章から第4章に係る会計と区分して経理するものとする。

(財政調整事業に係る基金の取崩額)

第33 第31により取り崩すことができる額は、当該年度における次に掲げる額の合算額の範囲内とする。

- (1) 当該年度の前年度の末日における財政調整事業に係る基金の残高の額
(2) 特別会計において当該年度の前年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金のうち、財政調整事業に要する費用に充てるものとして基金に繰り入れる額（法第81条の2第7項及び政令第21条の規定による繰入金の額を除く。）

第6章 その他の事項

(報告及び調査)

第34 知事は、必要があると認めるときは、貸付金の貸付け、交付金の交付を受けた市町村に対し、報告を求め、又は関係書類その他について実地に調査することができるものとする。

(補則)

第35 この要綱に定めるもののほか、基金の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年12月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年3月31日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

市町村長

新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金借入申請書

新潟県国民健康保険財政安定化基金運営要綱第4の規定により、次のとおり貸付金を借りたいので関係書類を添えて申請します。

借入申請額 円

借入申請額計算書

1. 基金事業対象保険料収納額の算定(政令第16条)

(1) 保険料収納見込額の算定(政令第16条第1項第1号)

【保険料収納額の状況】

(単位:円)

算定年度		算定年度-1		算定年度-2		算定年度-3	
対象月	保険料収納額	対象月	保険料収納額	対象月	保険料収納額	対象月	保険料収納額
4月		4月		4月		4月	
5月		5月		5月		5月	
6月		6月		6月		6月	
7月		7月		7月		7月	
8月		8月		8月		8月	
9月		9月		9月		9月	
10月		10月		10月		10月	
11月		11月		11月		11月	
12月		12月		12月		12月	
1月		1月		1月		1月	
2月		2月		2月		2月	
3月		3月		3月		3月	
4月		4月		4月		4月	
5月		5月		5月		5月	
計	0	計	a	計	c	計	e
4~11月	0	4~11月	b	4~11月	d	4~11月	f

【保険料収納見込額の算定】

算定年度 保険料収納額(円) (A)	保険料収納額補正率 (B) $((a/b) + (c/d) + (e/f)) / 3$	保険料収納 見込額(円) (C) = (A) × (B)
0	#DIV/0!	#DIV/0!

(2) 基金事業対象比率の算定(政令第15条第3項)

① 保険料必要額の算定(政令第15条第2項)

保険料必要額(円) (D)

※ 算定年度の保険料賦課(課税)総額を設定

② 基金事業対象比率の算定(算定政令第15条第3項)

(D)のうち国保事業費納付金に充てる額(円)	
(D)のうち財政安定化基金拠出金に充てる額(円)	
(D)のうち財政安定化基金償還金に充てる額(円)	
(D)のうちその他国民健康保険事業に充てる額(円)	
合計(円) (E)	0
基金事業対象比率(F) = (E) / (D)	#DIV/0!

(3)基金事業対象保険料収納額の算定(政令第16条)

保険料収納見込額(円) (C)	基金事業対象比率 (F)	基金事業対象比率反映保険料収納見込額(円) (G) = (C) × (F)
#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

基金事業対象比率反映保険料収納見込額(円) (G)	療養給付費等の増加見込額及びその他国民健康保険事業に要する費用額(円) (H)	基金事業対象保険料収納額(円) (I) = (G) - (H)
#DIV/0!		#DIV/0!

2. 基金事業対象保険料必要額の算定(政令第15条)

保険料必要額(円) (D)	基金事業対象比率 (F)	基金事業対象保険料必要額(円) (J) = (D) × (F)
0	#DIV/0!	#DIV/0!

3. 借入上限額の算定(政令第14条第2項)

基金事業対象保険料必要額(円) (J)	基金事業対象保険料収納額(円) (I)	国保法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金(円)(K)	基金事業対象保険料収納不足額(円) (L) = (J) - (I) - (K)
#DIV/0!	#DIV/0!	0	#DIV/0!

(K)内訳(単位:円)

基盤安定繰入金(保険料軽減分) (国保法第72条の3第1項)	
未就学児均等割保険料繰入金 (国保法第72条の3の2第1項)	
産前産後保険料繰入金 (国保法第72条の3の3第1項)	

基金事業対象保険料収納不足額(円) (L)	借入上限額①(円) (L) × 1.1 (M)
#DIV/0!	#DIV/0!

<財政安定化基金事業交付金の交付を受けた場合>

交付金交付額 (N)	交付額反映後借入上限額(円) (M) - (N)
	#DIV/0!

4. 借入申請額

借入申請額(円)	
----------	--

※ 3で算定した借入上限額の範囲内の額とする。

第3号様式

第 号
年 月 日

市町村長 様

新潟県知事

新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金貸付決定通知書

年 月 日付け第 号で借入申請のあった新潟県国民健康
保険財政安定化基金貸付金の貸付けについては、下記のとおり貸し付けることに決
定したので通知します。

記

- 1 貸付金額 円
- 2 償還期限 年 月 日

第4号様式

第 号
年 月 日

市町村長 様

新潟県知事

新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金貸付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で貸付決定の通知をした新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金の貸付けについては、下記のとおり取り消したので通知します。

- | | |
|-------------|---|
| 1 貸付決定額 | 円 |
| 2 取消額 | 円 |
| 3 取消後の貸付決定額 | 円 |
| 4 取消しの理由 | |

第5号様式

第 号
年 月 日

市町村長 様

新潟県知事

新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金繰上償還通知書

年 月 日付け 第 号で貸付決定した新潟県国民健康
保険財政安定化基金貸付金を下記のとおり繰り上げて償還させることに決定したの
で通知します。

記

借入 年月日	借入額	繰上 償還額	繰上償還 期 日
	円	円	

繰上償還の理由

第6号様式

請 求 書

金額	円
----	---

年 月 日付け第 号により貸付決定の通知を受けた新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金について、上記金額を請求します。

年 月 日

新潟県知事 様

市町村長

振込先	金融機関・支店名	口座種別	口座番号	口座名

第7号様式

新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金借用証書

金額	円
----	---

上記金額を、次の条件で借用しました。

1 据置期限

2 償還期限

3 延滞金

償還期限に償還金の全部又は一部の支払を滞納した場合は、滞納金額につき、滞納日数に応じ、年14.6%の割合で計算した額を延滞金として支払います。

4 その他

新潟県国民健康保険財政安定化基金運営要綱の関係規定に従います。

年 月 日

新潟県知事 様

市町村長

印

第8号様式

新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金償還計画書

	年 度	償 還 日	金 額
1	年度	年 月 日	円
2	年度	年 月 日	円
3	年度	年 月 日	円
合計			円

第9号様式

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

市町村長

新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金実績報告書

年 月 日付け第 号により貸付決定を受けた新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金に係る事業実績について、新潟県国民健康保険財政安定化基金運営要綱第8の規定により、関係書類を添えて報告します。

借入実績額計算書

1. 基金事業対象保険料収納額の算定(政令第16条)

(1) 保険料収納実績額の算定(政令第16条第1項第1号)

【保険料収納額の状況】(単位:円)

算定年度	
対象月	保険料収納額
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	
4月	
5月	
計	0

【保険料収納実績額の算定】

保険料収納実績額(円) (A)
0

(2) 基金事業対象比率の算定(政令第15条第3項)

① 保険料必要額の算定(政令第15条第2項)

保険料必要額(円)(B)

※ 算定年度の保険料賦課(課税)総額を設定

② 基金事業対象比率の算定(政令第15条第3項)

(B)のうち国保事業費納付金に充てた額(円)	
(B)のうち財政安定化基金拠出金に充てた額(円)	
(B)のうち財政安定化基金償還金に充てた額(円)	
(B)のうちその他国民健康保険事業に充てた額(円)	
合計(円)(C)	0
基金事業対象比率(D) = (C)/(B)	#DIV/0!

(3)基金事業対象保険料収納額の算定(政令第16条)

保険料収納実績額(円) (A)	基金事業対象比率 (D)	基金事業対象比率反映 保険料収納実績額(円) (E) = (A) × (D)
0	#DIV/0!	#DIV/0!

基金事業対象比率反映 保険料収納実績額(円) (E)	療養給付費等の増加額及びその 他国民健康保険事業に要し た費用額(円) (F)	基金事業対象 保険料収納額(円) (G) = (E) - (F)
#DIV/0!		#DIV/0!

2. 基金事業対象保険料必要額の算定(政令第15条)

保険料 必要額(円) (B)	基金事業 対象比率 (D)	基金事業対象 保険料必要額(円) (H) = (B) × (D)
0	#DIV/0!	#DIV/0!

3. 借入上限額の算定(政令第14条第2項)

基金事業対象 保険料必要額(円) (H)	基金事業対象 保険料収納額(円) (G)	国保法第72条の3第1 項、第72条の3の2第1 項及び第72条の3の3 第1項の規定による繰 入金(円)(I)	基金事業対象 保険料収納不足額(円) (J) = (F) - (G) - (I)
#DIV/0!	#DIV/0!	0	#DIV/0!

(I)内訳(単位:円)	基盤安定繰入金(保険料軽減分) (国保法第72条の3第1項)	
	未就学児均等割保険料繰入金 (国保法第72条の3の2第1項)	
	産前産後保険料繰入金 (国保法第72条の3の3第1項)	

基金事業対象 保険料収納不足額(円) (J)	借入上限額①(円) (J) × 1.1 (K)
#DIV/0!	#DIV/0!

<財政安定化基金事業交付金の交付を受けた場合>

交付金交付額 (L)	交付額反映後 借入上限額(円) (M) = (K) - (L)
	#DIV/0!

4. 借入超過額

交付額反映後 借入上限額(円) (M)	貸付金受入済 (N)	貸付金借入超過額 (O) = (N) - (M)
#DIV/0!		#DIV/0!

第 11 号様式

第 号
年 月 日

市町村長 様

新潟県知事

新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金貸付額確定通知書

年 月 日付け第 号で貸付決定をした新潟県国民健康保険財政
安定化基金貸付金については、年 月 日付け 第 号
の実績報告に基づき、下記のとおり貸付額を確定します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 貸付確定額 | 円 |
| 2 既貸付済額 | 円 |
| 3 超過貸付額 | 円 |

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

市町村長

新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金償還期限等延長申請書

年 月 日付け第 号で貸付決定を受けた新潟県国民健康
保険財政安定化基金貸付金の償還期限（時期）を下記のとおり延長したいので申請
します。

記

- 1 延長対象金額 円
- 2 当初償還期限（時期） 年 月 日
- 3 延長後償還期限（時期） 年 月 日
- 4 延長理由

第 号
年 月 日

市町村長 様

新潟県知事

新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金償還期限等延長 承認 通知書
 不承認

年 月 日付け第 号で申請のあった新潟県国民健康保険
財政安定化基金貸付金の償還期限（時期）の延長について、下記のとおり決定した
ので通知します。

記

- 1 延長対象金額 円
- 2 当初償還期限（時期） 年 月 日
- 3 延長後償還期限（時期） 年 月 日
- 4 不承認理由

第 14 号様式

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

市町村長

新潟県国民健康保険財政安定化基金貸付金繰上償還申請書

年 月 日付け第 号で貸付決定を受けた新潟県国民健康
保険財政安定化基金貸付金を下記のとおり繰り上げて償還したいので申請します。

記

- | | | | | |
|---|------------|---|---|---|
| 1 | 繰上償還申請額 | | | 円 |
| 2 | 当初償還期限(時期) | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 繰上償還期限(時期) | 年 | 月 | 日 |
| 4 | 繰上償還理由 | 年 | 月 | |

第 15 号様式

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

市町村長

新潟県国民健康保険財政安定化基金交付金交付申請書

新潟県国民健康保険財政安定化基金運営要綱第 15 の規定により、次のとおり交付金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

交付申請額 円

交付を受ける特別な事情

--

交付申請額計算書

1. 基金事業対象保険料収納額の算定(政令第16条)

(1) 保険料収納見込額の算定(政令第16条第1項第1号)

【保険料収納額の状況】

(単位:円)

算定年度		算定年度-1		算定年度-2		算定年度-3		
対象月	保険料収納額	対象月	保険料収納額	対象月	保険料収納額	対象月	保険料収納額	
4月		4月		4月		4月		
5月		5月		5月		5月		
6月		6月		6月		6月		
7月		7月		7月		7月		
8月		8月		8月		8月		
9月		9月		9月		9月		
10月		10月		10月		10月		
11月		11月		11月		11月		
12月		12月		12月		12月		
1月		1月		1月		1月		
2月		2月		2月		2月		
3月		3月		3月		3月		
4月		4月		4月		4月		
5月		5月		5月		5月		
計	0	計	a	計	c	計	e	0
4~11月	0	4~11月	b	4~11月	d	4~11月	f	0

【保険料収納見込額の算定】

算定年度 保険料収納額(円) (A)	保険料収納額補正率 (B) $((a/b)+(c/d)+(e/f))/3$	保険料収納 見込額(円) (C) = (A) × (B)
0	#DIV/0!	#DIV/0!

(2) 基金事業対象比率の算定(政令第15条第3項)

① 保険料必要額の算定(政令第15条第2項)

保険料必要額(円) (D)

※ 算定年度の保険料賦課(課税)総額を設定

② 基金事業対象比率の算定(政令第15条第3項)

(D)のうち国保事業費納付金に充てる額(円)	
(D)のうち財政安定化基金拠出金に充てる額(円)	
(D)のうち財政安定化基金償還金に充てる額(円)	
(D)のうちその他国民健康保険事業に充てる額(円)	
合計(円) (E)	0
基金事業対象比率(F) = (E)/(D)	#DIV/0!

(3)基金事業対象保険料収納額の算定(政令第16条)

保険料収納見込額(円) (C)	基金事業対象比率 (F)	基金事業対象比率反映保険料収納見込額(円) (G) = (C) × (F)
#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
基金事業対象比率反映保険料収納見込額(円) (G)	療養給付費等の増加見込額及びその他国民健康保険事業に要する費用額(円) (H)	基金事業対象保険料収納額(円) (I) = (G) - (H)
#DIV/0!		#DIV/0!

2. 基金事業対象保険料必要額の算定(政令第15条)

保険料必要額(円) (D)	基金事業対象比率 (F)	基金事業対象保険料必要額(円) (J) = (D) × (F)
0	#DIV/0!	#DIV/0!

3. 交付上限額の算定(政令第17条)

基金事業対象保険料必要額(円) (J)	基金事業対象保険料収納額(円) (I)	国保法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金(円)(K)	基金事業対象保険料収納不足額(円) (L) = (J) - (I) - (K)
#DIV/0!	#DIV/0!	0	#DIV/0!
(K)内訳(単位:円)	基盤安定繰入金(保険料軽減分) (国保法第72条の3第1項)		
	未就学児均等割保険料繰入金 (国保法第72条の3の2第1項)		
	産前産後保険料繰入金 (国保法第72条の3の3第1項)		
基金事業対象保険料収納不足額(円) (L)	交付上限額(円) (L) × 0.5 (M)		
#DIV/0!	#DIV/0!		

4. 交付申請額

交付申請額(円)	
----------	--

※ 3で算定した交付上限額の範囲内の額とする。

第 17 号様式

第 号
年 月 日

市町村長 様

新潟県知事

新潟県国民健康保険財政安定化基金交付金交付決定通知書

年 月 日付け第 号で交付申請のあった新潟県国民健康
保険財政安定化基金交付金の交付については、下記のとおり交付することに決定し
たので通知します。

記

交付金額 円

第 18 号様式

第 号
年 月 日

市町村長 様

新潟県知事

新潟県国民健康保険財政安定化基金交付金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定の通知をした新潟県国民健康保険財政安定化基金交付金の交付については、下記のとおり取り消したので通知します。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 取消額 | 円 |
| 3 | 取消後の交付決定額 | 円 |
| 4 | 取消しの理由 | |

第 19 号様式

第 号
年 月 日

市町村長 様

新潟県知事

新潟県国民健康保険財政安定化基金交付金返還決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した新潟県国民健康
保険財政安定化基金交付金を下記のとおり返還させることに決定したので通知しま
す。

記

交 付 年月日	交 付 額	返 還 額	返 還 期 日
	円	円	

返還の理由

請 求 書

金額	円
----	---

年 月 日付け第 号により交付決定の通知を受けた新潟県国民健康保険財政安定化基金交付金について、上記金額を請求します。

年 月 日

新潟県知事 様

市町村長

振込先	金融機関・支店名	口座種別	口座番号	口座名

第 21 号様式

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

市町村長

新潟県国民健康保険財政安定化基金交付金実績報告書

年 月 日付け第 号により交付決定を受けた新潟県国民健康保険財政安定化基金交付金に係る事業実績について、新潟県国民健康保険財政安定化基金運営要綱第 19 の規定により、関係書類を添えて報告します。

交付実績額計算書

1. 基金事業対象保険料収納額の算定(政令第16条)

(1) 保険料収納実績額の算定(政令第16条第1項第1号)

【保険料収納額の状況】(単位:円)

算定年度	
対象月	保険料収納額
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	
4月	
5月	
計	0

【保険料収納実績額の算定】

保険料収納実績額(円) (A)
0

(2) 基金事業対象比率の算定(政令第15条第3項)

① 保険料必要額の算定(政令第15条第2項)

保険料必要額(円) (B)

※ 算定年度の保険料賦課(課税)総額を設定

② 基金事業対象比率の算定(政令第15条第3項)

(B)のうち国保事業費納付金に充てた額(円)	
(B)のうち財政安定化基金拠出金に充てた額(円)	
(B)のうち財政安定化基金償還金に充てた額(円)	
(B)のうちその他国民健康保険事業に充てた額(円)	
合計(円) (C)	0
基金事業対象比率(D) = (C)/(B)	#DIV/0!

(3)基金事業対象保険料収納額の算定(政令第16条)

保険料収納実績額(円) (A)	基金事業対象比率 (D)	基金事業対象比率反映保険料収納実績額(円) (E) = (A) × (D)
0	#DIV/0!	#DIV/0!

基金事業対象比率反映保険料収納実績額(円) (E)	療養給付費等の増加額及びその他国民健康保険事業に要した費用額(円) (F)	基金事業対象保険料収納額(円) (G) = (E) - (F)
0		0

2. 基金事業対象保険料必要額の算定(政令第15条)

保険料必要額(円) (B)	基金事業対象比率 (D)	基金事業対象保険料必要額(円) (H) = (B) × (D)
0	#DIV/0!	#DIV/0!

3. 交付上限額の算定(政令第17条)

基金事業対象保険料必要額(円) (H)	基金事業対象保険料収納額(円) (G)	国保法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金(円)(I)	基金事業対象保険料収納不足額(円) (J) = (H) - (G) - (I)
#DIV/0!	0	0	#DIV/0!

(I)内訳(単位:円)

基盤安定繰入金(保険料軽減分)
(国保法第72条の3第1項)
未就学児均等割保険料繰入金
(国保法第72条の3の2第1項)
産前産後保険料繰入金
(国保法第72条の3の3第1項)

基金事業対象保険料収納不足額(円) (J)	交付上限額(円) (J) × 0.5 (K)
#DIV/0!	#DIV/0!

4. 交付超過額

交付上限額(円) (K)	交付金受入済 (L)	交付金交付超過額 (M) = (L) - (K)
#DIV/0!		#DIV/0!

第 23 号様式

第 号
年 月 日

市町村長 様

新潟県知事

新潟県国民健康保険財政安定化基金交付金交付額確定通知書

年 月 日付け第 号で交付決定をした新潟県国民健康保険財政
安定化基金交付金については、年 月 日付け 第 号
の実績報告に基づき、下記のとおり交付額を確定します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付確定額 | 円 |
| 2 既交付済額 | 円 |
| 3 超過交付額 | 円 |

第 24 号様式

第 号
年 月 日

市町村長 様

新潟県知事

新潟県国民健康保険財政安定化基金拠出金拠出額通知書

新潟県国民健康保険財政安定化基金運営要綱第 21 第 3 項の規定により、下記のとおり拠出金額を通知します。

記

- 1 拠出金額 円
- 2 拠出期限 年 月 日

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

市町村長

新潟県国民健康保険財政安定化基金拠出金拠出期限延長申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた新潟県国民健康
保険財政安定化基金交付金に係る拠出金の拠出期限を下記のとおり延長したいので
申請します。

記

- 1 延長対象金額 円
- 2 当初拠出期限 年 月 日
- 3 延長後拠出期限 年 月 日
- 4 延長理由

第 号
年 月 日

市町村長 様

新潟県知事

新潟県国民健康保険財政安定化基金拠出金拠出期限延長 承認 通知書
不承認

年 月 日付け第 号で申請のあった新潟県国民健康保険
財政安定化基金交付金に係る拠出金の拠出期限の延長について、下記のとおり決定
したので通知します。

記

- 1 延長対象金額 円
- 2 当初拠出期限 年 月 日
- 3 延長後拠出期限 年 月 日
- 4 不承認理由

新潟県国民健康保険財政安定化基金取崩額計算書

1.基金事業対象費用額及び基金事業対象収入額の算定(算定政令第19条、第20条)

(単位:円)

基金事業対象費用額(A)		基金事業対象収入額(B)	
保険給付費等交付金(普通交付金)		国民健康保険事業費納付金	
財政安定化基金繰入金(法第81条の2第3項)		高額医療費負担金	
財政安定化基金繰入金(法第81条の2第6項)		療養給付費等負担金	
特別高額医療費共同事業拠出金		調整交付金	
前期高齢者納付金等		保険者努力支援交付金	
後期高齢者支援金等(病床転換支援金等含む)		県繰入金	
介護納付金		高額医療費負担金繰入金	
子ども・子育て支援納付金		特定健診等負担金	
その他支出		特定健診等負担金繰入金	
特別交付金		特別高額医療費共同事業交付金	
国特別調整交付金分		その他収入	
県繰入金分		財政安定化基金拠出金	
保険者努力支援制度交付金分		財政安定化基金繰入金(法第82条の2第6項)の3分の1(国分)	
特定健康診査等負担金分		財政安定化基金繰入金(法第81条の2第6項)の3分の1(県分)	
		前期高齢者交付金	
		療養給付費等交付金	
		財政安定化基金特例基金(激変緩和分)	
		財政安定化基金特例基金(財政基盤強化分)	
		特別高額医療費共同事業費負担金	
		保険給付費等交付金返還金	
計	0	計	0

2. 取崩上限額の算定(算定政令第18条第2項)

(単位:円)

基金事業対象費用額(A)	基金事業対象収入額(B)		基金事業対象収入不足額 (C) = (A) - (B)
0	0		0

基金事業対象収入不足額 (C)	取崩上限額 (C) × 1.1 【1円未満四捨五入】	
0	0	

3. 取崩額

取崩額(円)		
--------	--	--

※ 2で算定した取崩上限額の範囲内の額とする。

新潟県国民健康保険財政安定化基金繰入計画書

回数	年 度	繰 入 日	金 額
1	年度	年 月 日	円
2	年度	年 月 日	円
3	年度	年 月 日	円
合計			円

第 29 号様式

新潟県国民健康保険財政安定化基金繰入期限延長理由書

年 月 日付けで取崩しを行った新潟県国民健康保険財政安定化基金に係る繰入期限を下記のとおり延長します。

記

- | | | | | | |
|---|--------------|---|---|---|---|
| 1 | 延長対象金額 | | | | 円 |
| 2 | 当初繰入期限 (時期) | 年 | 月 | 日 | |
| 3 | 延長後繰入期限 (時期) | 年 | 月 | 日 | |
| 4 | 延長理由 | | | | |